

## 敦賀市公共基準点管理保全要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき敦賀市が管理する街区基準点（以下「公共基準点」という。）の使用及び管理保全に関し、必要な事項を定め、この管理保全の万全を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ永久標識を設置したもののうち、街区基準点をいう。

### (管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部道路河川課とする。

### (公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者（以下「測量業者」という。）は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1-A号）又は「公共基準点使用に係る包括承認申請書」（様式第1-B号）を市長に申請し、「公共基準点使用承認書」（様式第2-A号）又は「公共基準点使用包括承認書」（様式第2-B号）により承認を受けなければならない。

2 測量業者は、測量作業の際には「公共基準点使用承認書」又は「公共基準点使用包括承認書（写し）」を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

3 測量業者は、測量作業を終了したときは、「公共基準点使用報告書」（様式第3-A号）又は「公共基準点包括使用報告書」（様式第3-B号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

### (工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、市が所有又は管理する箇所に所在する公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は、協議をする場合「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から上方45度の範囲に公共基準点が位置する構造物の掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来たした場合は、工事施工者は、道路河川課長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない（様式第7号）。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない（様式第9号）。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、公共基準点を現状に回復し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能なときは、道路河川課長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合（以下「事故原因者」という。）は、前2項を適用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき建設部道路河川課で行う。

（その他）

第9条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いはその都度建設部長が定める。

この要綱は、平成19年11月1日より施行する。

(様式第1-A号)

## 公共基準点使用承認申請書

年 月 日

敦賀市長

殿

申請者 住所  
氏名

敦賀市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により敦賀市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 発注 者等	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量 作業 実施 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

(様式第1-B号)

## 公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

敦賀市長

殿

申請者 福井県土地家屋調査士会  
会長

敦賀市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により敦賀市公共基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量地域	敦賀市域	
使用する公共基準点	敦賀市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての街区基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る)	
測量方法	GPS測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による。	
申請者	名称	福井県土地家屋調査士会
	代表者氏名	会長
	所在地	
測量作業担当者	氏名	福井県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
備考		<ul style="list-style-type: none"><li>・承認された場合には、担当者は別添の公共基準点使用報告書を用いて9月末日、3月末日をもって関係公共基準点の状況を報告する。</li><li>・敦賀市域内において、上記使用目的のために業務を行う他都道府県の土地家屋調査士会に所属する者についても同時に申請する。</li></ul>

(様式第2-A号)

## 公共基準点使用承認書

様

敦賀市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 実施 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
承認条件		
1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。		
2 使用終了後は、報告書を提出すること。		
承認番号 号		
年 月 日		
敦賀市長		
担当連絡先	敦賀市建設部道路河川課 TEL 0770-22-8136	

## 別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 作業者は、公共基準点の使用にあたって、あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には測量作業担当者名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から作業時間を指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用承認書又は包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を使用時に常時携帯すること。
- 4 作業者は、使用にあたって公共基準点の取り扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 作業者は、基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもってこれらに代えることができることとする。
  - (1) 基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写しなど
- 7 作業者は、測量付近に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに基準点管理者に連絡することが望ましい。

(様式第2-B号)

## 公共基準点使用包括承認書

福井県土地家屋調査士会  
会長 様

敦賀市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量地域	敦賀市域	
使用する 公共基準点	敦賀市が測量計画機関として取扱う全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る)	
測量方法	GPS測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量 方法による。	
測量 作業 実施 者	氏名	福井県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、公共基準点使 用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
承認条件		
1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。		
2 別添の公共基準点使用報告書を用いて9月末日、3月末日をもって関係公共基 準点の状況を報告すること。		
3 敦賀市域内において、上記使用目的のために業務を行う他都道府県の土地家屋 調査士会に所属する者についても本承認を受けたものと同様とする。		
承認番号 号 年 月 日		
敦賀市長		
担当連絡先	敦賀市建設部道路河川課 TEL 0770-22-8136	



## 別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 作業者は、公共基準点の使用にあたって、あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には測量作業担当者名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から作業時間を指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用承認書又は包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を使用時に常時携帯すること。
- 4 作業者は、使用にあたって公共基準点の取り扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 作業者は、基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもってこれらに代えることができることとする。
  - (1) 基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写しなど
- 7 作業者は、測量付近に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに基準点管理者に連絡することが望ましい。

(様式第3-A号)

## 公共基準点使用報告書

年 月 日

敦賀市長

殿

申請者 住 所  
氏 名  
担当者

敦賀市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
測量地域	
使用した 公共基準点	計 点
使用承認番号	承認番号 号
測 量 作 業 実 施 者	名 称
	担当者氏名
	所 在 地  TEL
使用結果  ( 精 度 )	No. ~No. 相対精度 : 分の1
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)





(様式第4号)

## 公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

敦賀市長

殿

届出者 住 所  
氏 名  
担当者

敦賀市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により下記のとおり届出します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
工 事 概 要		
公共基準点番号		
工事 発注 者等	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
工事 請負 者	名 称	
	担 当 者	
	所在地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

(様式第5号)

## 公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

敦賀市長

殿

届出者 住 所  
氏 名  
担当者

平成 年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
公共基準点番号		
公共基準点の状況	(1) 測量標のき損状況：	
	(2) 構造物のき損状況：	
	(3) その他：	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 竣工写真    2 引照点図    3 測量資料    4 その他	

(様式第6号)

## 公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

敦賀市長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
担当者

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、敦賀市公共基準点管理保全要綱第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
復旧する公共 基準点番号等		
公共基準点の状況		
工事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
備 考		

(様式第7号)

## 公共基準点復旧承認書

平成 年 月 日

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、  
次のとおり承認します。

### 承認事項

復旧内容	
復旧場所	敦賀市 地先
復旧する 公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする

### 承認条件

- 1 測量標設置は、敦賀市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第5号）を提出し、敦賀市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに敦賀市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て道路河川課と協議してください。

承認番号 号  
年 月 日

敦賀市長

担当連絡先

敦賀市建設部道路河川課  
TEL 0770-22-8136



(様式第8号)

## 公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

敦賀市長

殿

申請者 住 所

氏 名

担当者

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、敦賀市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転 理 由		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
一時撤去・移転 する公共基準点		
移転する場合の 移転候補地		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
添 付 図 面	1 写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	
備 考	*現況状況等を記載する	

(様式第9号)

## 公共基準点（一次撤去・移転）承認書

年 月 日

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一次撤去・移転）について、次のおり承認します。

### 承認事項

移転先	敦賀市	地先
一次撤去・移転する 公共基準点		
完了期限	年 月 日とする	

### 承認条件

- 1 再設置位置については、道路河川課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、敦賀市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第10号）を提出し、敦賀市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに敦賀市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一次撤去の中止等、内容に変更が生じた場合は、速やかに道路河川課に連絡してください。

承認番号 号  
年 月 日

敦賀市長

担当連絡先

敦賀市建設部道路河川課  
TEL 0770-22-8136

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

(様式第10号)

## 公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

敦賀市長 殿

報告者 住 所  
氏 名  
担当者

平成 年 月 日承認番号 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面		1 しゅん工写真 2 その他

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。